

令和6年度第2回滋賀県警察官採用試験受験案内

滋賀県警察本部

- ◇ 第1次試験日
令和6年9月22日(日)
- ◇ 試験会場
滋賀県警察本部
- ◇ 受付期間
令和6年8月1日(木)9時～8月31日(土)17時まで
インターネット(電子申請)のみ
※ スマートフォンからも申込み可



【試験に関するお問い合わせ及び受験申込先】

滋賀県警察本部警務課採用係

〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(代表)

滋賀県警察ホームページ「採用案内」

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>

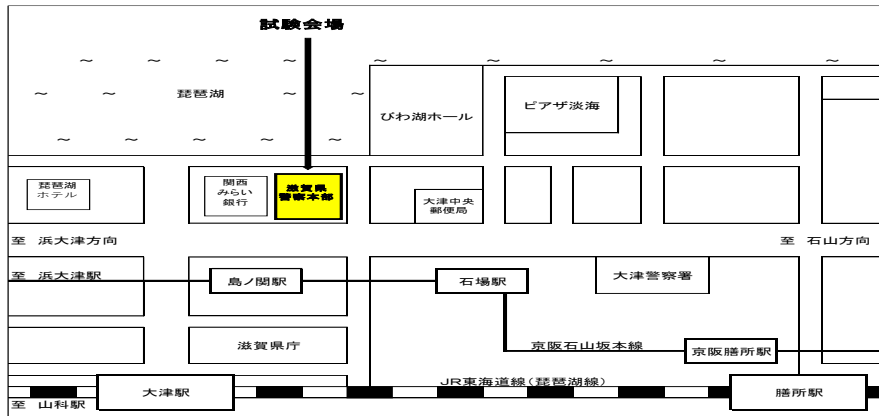


★試験会場が例年と異なります★

試験会場は滋賀県警察本部です。

立命館大学びわこ・くさつキャンパスではありませんのでご注意ください！

第1次試験会場案内図(略図)



JR琵琶湖線大津駅下車
徒歩約10分
京阪石山坂本線島ノ関駅
下車徒歩約3分

警察本部に自家用車を駐
車することは出来ません。
交通機関(電車、バス等)
をご利用ください。

★体力試験種目の変更★

第2次試験の体力試験は

握力、上体起こし、反復横とび、20メートルシャトルランの4種目です。

1 試験区分、採用予定人員、採用予定期日

試験区分	採用予定人員	採用予定期日
男性A	4人程度	令和7年4月1日
女性A	2人程度	
男性B	8人程度	
女性B	4人程度	

※ 採用予定人員は、変更になることがあります。

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事します。

3 受験資格

試験区分	受 験 資 格	
	年 齢 等	学 歴
男性A	平成元(1989)年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者又は滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者
女性A	平成元(1989)年4月2日以降に生まれた女性	
男性B	平成元(1989)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた男性	
女性B	平成元(1989)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた女性	
ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。		
(1) 日本の国籍を有しない者		
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者		
(3) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者		
(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

4 試験日程等

試 験	試 験 日	試験会場	合格発表
第1次試験 (教養・作文試験)	令和6年9月22日(日) 受 付 8時15分～9時00分 教養試験 9時30分～11時30分 作文試験 12時00分～13時00分	滋賀県警察本部	10月上旬
第2次試験① (身体・身体精密・適性検査、体力試験)	令和6年10月上旬 第1次試験の合格者のみが受験できます。	滋賀県警察本部 滋賀県警察学校	10月下旬
第2次試験② (口述試験)	令和6年11月中旬 第2次試験①の合格者のみが受験できます。	滋賀県警察本部	12月上旬

※ 第1次試験の受験者は、時計(携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ不可)、筆記用具(HB又はBの黒鉛筆、消しゴム)を持参してください。

※ 試験中は携帯電話等の電源を切り、収納していただきます。

※ 受付時間に遅れた場合は、受験できないことがあります。

5 試験の方法

試 験	種 目	内 容
第1次試験	教養試験 (120分)	A区分 警察官として必要な社会、人文及び自然の各科学並びに現代の社会に関する知識並びに文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験 ※大学卒業程度で、択一式
		B区分 警察官として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験 ※高校卒業程度で、択一式
	作文試験 (60分)	警察官として必要な文章による表現能力等についての試験 作文試験は、第2次試験として評価します。
第2次試験①	身体検査	身体的状態についての検査
	身体精密検査	呼吸器疾患、伝染性疾患の有無その他についての検査
	適性検査	職務遂行上必要な素質、適性についての検査
	体力試験	握力、上体起こし、反復横とび及び20メートルシャトルランについての試験
第2次試験②	口述試験	個別面接及び集団討論による試験

- ※ 第1次試験の作文試験を受験しない者は、棄権とみなします。
- ※ 第2次試験①の身体検査、身体精密検査の費用は、受験者の個人負担となります。なお、不合格となった場合でも、検査費用の返金、検査結果の交付はいたしません。
- ※ 第2次試験①の詳細は、第1次試験の合格発表時に滋賀県警察のホームページに掲載します。
- ※ 第2次試験②の詳細は、第2次試験①の合格発表時に滋賀県警察のホームページに掲載します。

6 資格加点制度

「資格加点一覧表」のとおり、武道等資格、指定語学、サイバー関連及び簿記検定にかかる一定の資格を有する者に対して、一定範囲内で教養試験に加点を行います。

- ※ **申込みの際に申請してください。**
- ※ **第1次試験の際、資格を証明する書類（段位証書、資格取得証書等）の原本を持参するとともに、その書類の写し（A4用紙にコピーしたもの）を提出してください。**
対象資格を複数お持ちの方は、証明する書類の写し全てを提出してください。
- ※ 資格については、試験申込締切日までに取得済みのものに限ります。
- ※ **申込みの際に資格加点の申請を行わなかった場合、または、第1次試験の際に書類の持参、提出がなかった場合は、資格加点の対象となりません。**

7 身体基準

警察官として採用されるには、次の基準を満たしていることが必要となります。

検査項目	基準
視力	両眼とも、裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。
色覚	職務執行に支障がないこと。
聴力	職務執行に支障がないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

8 合格発表の方法

滋賀県警察ホームページにおいて受験番号で発表するほか、最終合格者に文書で通知します。

9 採用の方法及び採用後の処遇

(1) 採用の方法

最終合格者は、滋賀県人事委員会が作成する滋賀県警察官採用候補者名簿（名簿の有効期間は原則1年間）に登載されます。その後、滋賀県警察本部長からの請求に応じて当該名簿が提示され、そのうちから採用者が決定されます。滋賀県警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われますので、当該名簿に登載された人でも採用されない場合があります。

また、大学卒業見込者については、令和7年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失います。

(2) 教養期間等

採用後は、A区分については約6か月間、B区分については約10か月間、滋賀県警察学校（全寮制）に入校し、初任教養を受けます。この間は、条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(3) 勤務予定地及び職務内容

条件付採用期間終了後、滋賀県内のいずれかの警察署に配属され、交番等で勤務した後、本人の希望や適性に応じて、警察本部各課又は警察署の生活安全、刑事、交通、警備等の専門分野で活躍することが可能です。なお、他の任命権者の組織や他団体へ出向・派遣となることがあり、その場合は出向・派遣先の定める場所及び業務となります。

(4) 給与（令和6年1月1日現在）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時の給与月額	約249,000円	約233,000円	約217,000円
採用1年後の給与支給月額	約334,000円	約316,000円	約295,000円

ア 採用時の給与月額とは、給料に地域手当を含めた支給総額を、採用1年後の給与支給月額とは、給料に地域手当、特殊勤務手当等を含めた平均支給総額をいいます。

イ このほか期末・勤勉手当が支給され、さらに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ウ 一定の経歴のある者は、初任給に「経歴に応じた所定の額」が加算されます。

エ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

10 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込方法

インターネットにより申し込んでください。滋賀県警察ホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(2) 受付期間

令和6年8月1日（木）9時から同年8月31日（土）17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

11 受験申込時の注意事項

(1) インターネットによる申込みの手順

ア 受験案内や資格加点を申請する証明書等を手元に準備して、インターネットに接続できる端末（スマートフォンからも申込み可能。）から、滋賀県警察ホームページの「しがネット受付」に接続してください。

※ 表紙の URL または二次元コードからアクセスできます。

イ 申込画面上の注意事項に従って必要項目を入力し、最後に「この内容で申請する」をクリックすれば、登録メールアドレスに「申請受け付けのお知らせ」のメールが届きます。

※ 申請内容に補正等を要する場合には、警務課採用係からメール等で連絡があります。

ウ 受付期間終了後、9月10日（火）までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届きますので、添付の URL をクリックして、「交付物」メニューから、**受験票（PDF ファイル）をダウンロードして、印刷（A4サイズ）**してください。

※ 期日までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、警務課採用係まで問い合わせてください。**問い合わせのない場合は、受験できないことがあります。**

また、プリンターがない場合は、コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機を利用してください。

エ **受験票の記載事項に間違いがないか確認し、受験票に署名、写真貼付**のうえ、試験当日に持参してください。

※ **受験票は、警務課採用係から受験者宛に直接送付することはありません。申込内容をよく確認し、必ず各自で印刷して試験当日に持参してください。**

(2) 受験申込受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

(3) 受験申込の正式な受理は、警務課採用係で内容を審査したうで行います。

(4) 受験申込の入力内容に虚偽又は不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。

12 試験結果の提供

試験の結果については、以下の表に従い、口頭により提供を受けることができます。

提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、次の表の期間中（土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月28日から令和7年1月5日までの日を除きます。）の9時から17時までの間に、滋賀県警察本部（受付）までお越しください。

電話やハガキによる提供はできません。

なお、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、一つでも合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	提供の求め ができる者	提供内容	受付期間
第1次試験（教養試験）の結果	左記試験の 受験者本人	左記試験の得点及び順位	左記試験の 合格発表の日 から1か月間
第2次試験①（作文試験、身体・ 身体精密・適性検査、体力試験） の結果	左記試験の 受験者本人	左記試験の得点と上記の得点 を合算して得た総合得点及び 総合得点による順位	左記試験の 合格発表の日 から1か月間
第2次試験②（口述試験）の結果	左記試験の 受験者本人	左記試験の得点と上記の得点 を合算して得た総合得点及び 総合得点による順位	左記試験の 合格発表の日 から1か月間

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

配付所属	
関与職員	